

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求住民訴訟事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区長

3 訴訟の経過

令和元年(2019年)8月23日 東京地方裁判所に訴えの提起

9月11日 訴状送達

令和3年(2021年)4月9日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区の住民である原告が、平和の森公園(以下「本件公園」という。)の再整備工事(以下「本件工事」という。)に関し、本件工事の請負人(建設共同企業体。以下「本件JV」という。)が、難燃物又は不燃物ではない材料(以下「本件ブロック」という。)を使用して本件工事を施工したことは、本件工事に係る請負契約(以下「本件契約」という。)の債務の本旨に従った履行とはいえないことから、本件ブロックの設置に係る工事費用相当額の支出命令(以下「本件支出命令」という。)は違法であり、本件支出命令を発出する権限を法令上本来的に有する中野区長の地位にある酒井直人(以下「酒井」という。)には中野区が被った損害を賠償する責任があると主張して、中野区の執行機関である被告に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告が、酒井に対し、本件支出命令に係る支出額である1億180万5,030円の支払を請求するよう義務付けることを求めた住民訴訟である。

5 請求の内容

被告は、酒井に対し、1億180万5,030円を支払うよう請求せよ。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 原告は、広域避難場所に酸素指数（日本工業規格により定められた燃焼特性を示す指標。以下同じ。）が2.6未満の材料を大量に埋設又は設置することは東京都震災対策条例により禁止されているところ、本件ブロックは酸素指数が2.6以上ではないから、本件JVが本件ブロックを使用して本件公園内にある草地広場の盛土工事（以下「本件盛土工事」という。）を施工したことは本件契約の債務の本旨に従った履行とは認められない旨主張する。

イ しかし、同条例第49条は東京都知事に対して避難場所等の不燃化促進の努力義務を課したものであるにとどまり、特別区の長に対し当該材料を使用することを禁止する趣旨を含む規定であると解することはできない。

また、本件ブロックの製造会社が、本件ブロックが東京都建設局が定める土木材料仕様書で合格することが求められる燃焼性試験に合格したものであることを確認している以上、本件JVは、本件ブロックを使用して本件盛土工事を施工すれば本件契約の債務の本旨に従った履行をしたものと認められる。

ウ 以上によれば、本件ブロックの設置に係る工事費用相当額の支出を命じる旨の本件支出命令が違法であるとは認められない。